

横浜市立二俣川小学校いじめ防止基本方針

平成 26 年 3 月 20 日策定（令和 5 年 3 月 24 日改訂）

- 1 いじめ防止に向けた学校の考え方
 - ・いじめの定義
 - ・いじめ防止等に向けての基本理念

- 2 「学校いじめ防止対策委員会」の設置
 - ・委員会の構成員
 - ・委員会の運営
 - ・委員会の活動内容

- 3 いじめの未然防止、早期発見・事案対処
 - ・いじめの未然防止
 - ・いじめの早期発見
 - ・いじめに対する措置
 - ・いじめの解消
 - ・教職員等への研修
 - ・学校運営協議会等の活用
 - ・取組の年間計画

- 4 重大事態への対処
 - ・重大事態の定義
 - ・発生の報告

- 5 いじめ防止対策の点検・見直し

横浜市立二俣川小学校いじめ防止基本方針

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

・いじめの定義

『いじめ防止対策推進法』（平成 25 年 6 月 28 日公布 平成 25 年 9 月 28 日施行）では、「いじめ」を「児童等に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」と定義している。また、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童・生徒の立場に立つことが必要である。

・いじめを防止するための基本的な方向

本校は、二俣川駅周辺を中心に繁華街のある地域であり、近年は新しい住宅や商業施設も増えている。しかし、昔から続く地域にある古い学校でもあり、代々本校に通学していた地元の住民も多いため、地域の組織力が強く、学校の活動への関心も高い。また、登下校の見守りやスマイル先生なども協力的で、一緒に子どもを見守り育てようという姿勢もあり、いじめや暴力を根絶しようという気運は高い。「いじめを見逃さず、いじめ・暴力は絶対に許さない」という意識をもって学校・家庭・地域が連携して子どもを育てることを大切にしたい。

そこで本校では、「だれもが」「安心して」「豊かに」生活できる学校を目指し、「笑顔いっぱい、友だちいっぱい」というスローガンのもと、基礎学力の定着と主体的な学習、異学年の交流活動や体験活動の充実、自分も友だちも大切に作る豊かな心を育てることによって、いじめを防止していきたい。

2 学校いじめ防止対策委員会の設置

・委員会の構成員

「学校いじめ防止対策委員会」は、学校運営の基盤となる総務部を活用する。構成員は、学校長、副校長、教務主任、教務部、児童支援専任、学年主任、養護教諭、特別支援コーディネーター、事務職員とする。必要に応じて心理や福祉等の専門家の参加を求める。

・委員会の運営

「学校いじめ防止対策委員会」を常設し、月 1 回以上、定期的を開催する。

また、いじめの疑いがある段階で、直ちに「学校いじめ防止対策委員会」を開催する。校長等の責任者は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

・委員会の活動内容

「学校いじめ防止対策委員会」は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組む中枢の役割を担う。具体的な活動内容は次の通りである。

●未然防止

- ・いじめ未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり
- ・学校いじめ防止対策委員会の存在及び活動を児童及び保護者に周知

●早期発見・事案対処

- ・いじめの相談・通報の窓口の設置
- ・いじめの早期発見、事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- ・いじめ（「疑い」を含む。）を察知した場合には、情報の迅速な共有、関係児童に対するアンケート調査、聞き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断
- ・いじめを受けた児童に対する支援、いじめを行った児童生徒に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施

●取組の検証

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正
- ・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修の企画と計画的な実施
- ・学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検と学校いじめ防止基本方針の見直し（PDCAサイクルの実行を含む。）

また、教職員のいじめ防止のための研修計画を立案、実行する。重大事態が起こったときは、中心になって調査を行う。

3 いじめ防止及び早期発見のための取り組み

・いじめの未然防止

いじめはどの子どもにも起こり得るという事実を踏まえ未然防止に取り組む。いじめの未然防止は、児童の誰もが安全・安心に学校生活を送り、授業や行事に規律正しく主体的に参加・活躍できる学校づくりを目指す。そのために、各教科の基礎学力の定着や主体的な学習を工夫しながら、他者との違いを認め自尊意識を高められるような授業をつくる。異学年交流

や体験活動を通して人と関わる喜びや大切さに気付き、絆をつくる中で自己有用感を持つことができるようにする。「何がいじめなのか」「いじめはいけない」ということを、人権教育全体計画、道徳教育全体計画、特別活動全体計画に位置付けて指導していく。また、いじめに結びつきやすい要因を抱えている場合は、負けない自信を育み、他者への尊重や感謝の気持ちを育む。

・いじめの早期発見

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われていることを認識し、児童一人ひとりの日常の様子について情報を共有し、ささいな変化を見落とさず、いじめを見逃さない教職員の見守り体制をつくる。また、日記や学習ノートを活用したり、アンケート・いじめ解決一斉キャンペーン・教育相談を定期的に行ったりしながら児童の生活を把握する。同時にインターネットを通じたいじめの対処及び情報モラル教育の推進も行う。暴力的な行為は、すみやかに止めることを最優先する。

・いじめに対する措置

いじめの疑いがあった段階で、担任や一部の教職員で抱えることなく、すみやかな事実確認や対策等を学校いじめ防止対策委員会を中心に、組織的に迅速に対応する。被害児童・保護者に寄り添った支援や、加害児童・保護者への指導・支援を継続的に行う。いじめを見ていた児童にも、自分の問題として捉え考える活動を行い、いじめを根絶しようという気持ちをもつように指導する。また、いじめが犯罪行為であり、学校単独で対応することが困難と判断した場合は、必要に応じて警察など外部の関係機関、専門機関と連携していく。

・いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

《いじめの解消の要件》

- ① いじめの行為が少なくとも3か月（目安）止んでいること
- ② いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

・教職員等への研修

学校いじめ防止対策委員会の年間計画をもとに、児童理解研修、特別支援研修いじめ防止研修を企画し、実施する。

・学校運営協議会等の活用

「学校運営協議会」や「中学校区学校・家庭・地域連携事業」等を活用し、いじめの問題や学校が抱える課題等を保護者、地域と共有し、連携・協働して取り組む。

・取組の年間計画

月	内 容
4	年間計画と重点指導内容等の確認、引継ぎ、組織の役割の確認、 新年度児童の実態把握と情報収集、たてわり活動、いじめ防止研修
5	「いじめ早期発見のための生活アンケート」実施（記名式アンケート 教育相談）小中ブロック定例会① 学校の状況・児童の実態の共通理解、 児童理解 運動会（たてわり活動）
6・7	学校の状況・児童の実態の共通理解、特別支援研修（コンサルテーション） YP アセスメント実施① 中学校ブロック「横浜子ども会議」
8	学校の状況・児童の実態の共通理解、児童理解研修、特別支援研修
9	小中ブロック定例会②
10	学校の状況・児童の実態の共通理解、いじめ防止研修 小中ブロック定例会③
11	学校の状況・児童の実態の共通理解、全校遠足（たてわり活動） YP アセスメント実施② 児童アンケート実施
12	人権週間、いじめ防止月間の取り組み、いじめ解決一斉キャンペーン （無記名式アンケート・教育相談）小中ブロック定例会④
1	学校の状況 児童の実態の共通理解 小中ブロック定例会⑤
2	学校の状況 児童の実態の共通理解 小中ブロック定例会⑥ いじめ防止基本方針の見直し
3	次年度へのまとめと引き継ぎ 小中ブロック定例会⑦
通年	横浜プログラム実施 カウンセラーによる相談

4 重大事態への対応

【重大事態の定義】

いじめ防止対策推進法第28条1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第1号）、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第2号）とされている。

【発生の報告】

重大事態が発生した場合（疑いを含む）は、直ちに教育委員会に報告する。

5 いじめ防止対策の点検・見直し

学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う（PDCA サイクル）。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。